

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一四四・湯沢保健所)

保安林の指定解除の予定(一四五・仙北総合農林事務所)

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(一四六・商工業振興課)

道路区域の変更(一四七・道路環境課)

### 公告

土地改良区の役員就任の届出(山本総合農林事務所)

土地改良区の役員住所の変更の届出(山本総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地処分(山本総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地処分(平鹿総合農林事務所)

共同施行等土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする旨の決定(平鹿総合農林事務所)

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(二四) 各選挙区における選挙権を有する者の三分の一の数(二五)

## 告示

秋田県告示第四百四十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
斎藤医院	湯沢市字内館町四十八番地	平成十三年六月二十八日

秋田県告示第四百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所				全 面 積		保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
仙北郡	中仙町	長野	長野山	二二二の	一〇二、九八二	一〇・二九八二	〇・五九四四	なだれの危険の防止兼公衆の保健	道路用地とするため
郡	市	町	村	大字	字	地番	台帳見込み(ヘクタール)	見込み(ヘクタール)	面積見込み(ヘクタール)

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び仙北総合農林事務所並びに仙北郡中仙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イーストモールタカヤナギ

大曲市戸時字錨七十七番一

二 大曲市長の意見

夜間の営業時間延長であり、周辺住民への騒音対策について引き続き配慮願いたい。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	新					
			水沢西仙北線	仙北郡西仙北町土川字刈布沢三番一九地先から字一ト鶴四二番二まで	六・〇〇〇～二七・〇〇〇	一・八〇六	
			水沢西仙北線	"	六・〇〇〇～二七・〇〇〇	一・八〇六	

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十五年二月二十五日から同年三月十日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大曲市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年二月二十五日から同年三月二十五日まで

秋田県告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町飛根字富根百八番地五

池端 勇夫

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県山本郡二ツ井町種土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 変更前の理事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町種字熊野堂前二百二十番地

佐藤 博咲

二 変更後の理事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町種字熊野堂前二百二十番地四 佐藤博咲

平成十五年二月十九日県営土地改良事業(大久保岱地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

平成十五年二月十七日県営土地改良事業(中房地区土地改良総合整備事業(一般型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、平鹿郡平鹿町醍醐字当面町二番地神坂勝治ほか二十六名からなされた換地計画に係る申請を適当と決定したので、同法第九十六条において準用する同法第八十六条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十五年二月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 申請年月日 平成十五年一月三十日  
二 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(金屋地区ほ場整備事業)換地計画書の写し

三 縦覧期間 平成十五年二月二十六日から同年三月二十六日まで  
四 縦覧場所 平鹿町役場

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、

次のとおりである。

平成十五年二月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三六九  
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二八、〇六九

秋選管告示第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。  
平成十五年二月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、二六七
能代市	一四、七六三
横手市	一〇、九一一
大館市	一八、二四五
本荘市	一一、一三〇
男鹿市	八、四八〇
湯沢市	九、四一六
大曲市	一〇、六六九
鹿角市鹿角郡	一一、七五五
北秋田郡	一八、一九七
山本郡	一三、五〇八
南秋田郡	一九、九一八
河辺郡	五、二六九
由利郡	二〇、九七四
仙北郡	三一、九七六
平鹿郡	一八、六四七
雄勝郡	一一、六八五

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄